

平成22年9月28日

各都道府県労働局
労働基準部労災補償課 御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室

改正後の「労災保険審査請求事務取扱手引」の送付について

平成22年9月28日付け基発0928第3号「「労災保険審査請求事務取扱手引」の一部改正について」による改正後の「労災保険審査請求事務取扱手引」（改正された部分に限る。）を別添1及び別添2のとおり参考として送付します。

改正後の手引「第2部 審査請求の事務処理」の「V 本案審理」の「6 争点整理」及び「7 意見の陳述」(現行の手引P46～51)並びに「Ⅷ 審査請求事務の終了」の「4 決定書の作成要領について」の(3)のウ(現行の手引P84)は、以下のとおり。

第2部 審査請求の事務処理

V 本案審理

6 争点整理

(1) 争点整理の実施

短期間に必要事項を漏らすことなく、かつ、効率的に処理するためには、審理すべき事項を精査する必要があることから、次のことを実施すること。

ア 原処分庁及び審査請求人の主張の整理

法令、行政解釈、認定基準等を当てはめた場合に、原処分が妥当か否かを判断するのが審査官の職務であるが、審査官は原処分庁において行った調査事項すべてについて重ねて調査・検討する必要はない。

すなわち、原処分庁と審査請求人双方の主張が対立している事項について、認定基準等の要件のうち双方の主張がどのような点で異なっているかを整理し、これに基づいて判断に必要な範囲で調査すれば足りること。

イ 主張を証明する資料の精査

審査官は、事実を証拠に基づいて認定する必要があることから、当事者の主張している事実については、必ずそれを証明する根拠があるか否かを調査すること。

審査官において行うべき資料の精査は次のとおりである。

(ア) 原処分庁の主張の精査

原処分庁が意見書において主張している事項については、その裏付けがあるかどうか、次により逐一精査すること。

感覚的な表現については、何故そのような記載になっているか、その根拠を必ず検証すること。

例 ① 「被災者の仕事量は同僚と変わらない」

同僚労働者の平均の仕事量、審査請求人の仕事量等が具体的に把握されているかを検証すること。

② 「この地方ではそれほど寒くない日であった」

当該地方の当日の気温、当該季節における平均、最低気温等が具体的に何度であるかを調査した上で比較しているかを検証すること。

定量的な記載については、原処分庁が認定した事実を客観的な資料により裏付けすること。

例 「被災者の時間外労働時間は〇〇時間であった。」

原処分庁の認定した事実を裏付ける客観的な資料の有無を調査し、有る場合には、例えば、原処分庁の認定した時間とタイムカード等に記録されている時間外労働時間数を突き合わせること。

(イ) 審査請求人の審査請求理由の精査

① 審査請求人の審査請求理由について、上記(ア)の原処分庁の主張と同様に精査・分析を行う。

② 審査請求理由を審査請求人から聴取する際には、「7 意見の陳述」

の「(2) 審査請求人からの意見の聴取」のとおり、事前に原処分庁の意見書の写しを送付した上で、これに対して具体的にどの部分が不服であるかを聴取することにより、審査請求理由を明らかにすること。

③ 審査請求人が主張している点について、原処分庁がどのような調査を行い復命書等に記載しているかどうか点検し、その違いについて明確にする。

④ 復命書等に記載されている場合には、審査請求人の主張と原処分庁の主張を比較し、原処分庁の事実認定及び判断が根拠のあるものかどうか等について検証する。

ウ 争点の明確化

上記ア及びイを通じ、争点について精査し、明確化することにより、真に審理を行うべき事項を決定する。

(2) 検討会の随時開催

上記(1)の争点整理の結果を基に、①何を審問し、何を調査するか、どのような順序で行っていくか決定するとともに、審理の状況等を踏まえ必要に応じ計画の見直しを行うこと。②また、争点が多岐に渡る場合や、複雑困難な場合等にあつては、課長等を含めた検討会を必要に応じ開催し、その場での指摘事項も参考にしつつ、審問・調査事項を決定すること。

このことは、事務処理の効率化、全体の流れや問題点の把握、検討会での配布資料等に役立つと考えられることから、争点整理の結果に基づき、事件の概要・争点等についてはとりまとめを開始することが望ましいこと。

この場合、「2 認定した事実」の箇所は、法令・認定基準等の要件に則り、対立点及び不明な点を明確に記載しておくこと。

7 意見の陳述

(1) 審査請求人及び原処分庁からの説明の徴取

審査官は、審理に当たっては、審査請求人及び原処分庁の説明を求めなければならない（労審令第11条）ので、審査請求人からは、「(2) 審査請求人からの意見の聴取」により、審査請求の趣旨及び理由等を聴取することとし、原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」（審査様式第8号）により、受理通知と同時に、意見書の提出を求めること。

意見書の作成については、第3部の「Ⅱ 意見書の作成要領」（P126参照）によること。

(2) 審査請求人からの意見の聴取

ア 聴取日程の調整と意見書の送付

審査官は、審理に当たり争点整理を的確に行うため、審査請求人から意見を聴取する際には、事前に原処分庁意見書（写）を送付した上で、これに対する意見を聴取することとする。

このため、聴取に当たっては、まず電話で日程調整を行うこと。その際、審査請求人に対し、原処分庁意見書（写）を事前に送付するので、聴取のときに、

これに対する意見を聴き取ることとなる旨を説明すること。

聴取の日程が決まったら、「原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について」（審査様式第17号の2）に原処分庁意見書（写）を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。

イ 送付する原処分庁意見書の範囲等

このとき送付するのは、原処分庁意見書（写）のみとし、審査請求人からその他の証拠資料の開示を求められた場合には、「VI 資料の収集」の「9 資料の閲覧等」（P70参照）のとおり、個人情報保護法により開示請求ができる旨説明すること。

ただし、脳・心臓疾患事案については、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されること、また、精神障害等事案のうち、時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分の理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものについても、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されることとなるので、留意すること。

ウ 意見聴取に当たって配慮すべき事項等

意見聴取を行う場所は、原則的には、当該事案を担当する審査官の置かれている局とするが、審査請求人の年齢、住所、健康状態、天候状態、聴取に要する時間等を勘案し、必要に応じ審査請求人の利便を考慮し、最寄りの局又は監督署等とすることにも配慮すること。

聴取においては、原処分庁意見書に基づいて、原処分の理由を分かりやすく説明した上で、原処分庁意見書に対する審査請求人の意見を聴き取ることにより、審査請求の理由が明確になるようにすること。審査請求人から特に意見がない旨の申立てがあった場合でも、その旨聴取書を作成しておくこと。

審査請求人が原処分庁意見書に対する意見を文書で提出することを希望する場合には、「9 証拠物件の提出」（P51参照）により、期限を設けて文書を提出させること。

なお、審査請求人が来庁の要請に応じない場合には、審査請求人の意見を聴取しなくても審理が可能であることから、聴取に応じない理由等（意見がない等）を電話で聴取し、電話聴取書に記録を残しておくこと。

おって、聴取の日程調整の際、審査請求人が意見の聴取を希望しない旨申し立てる場合であっても、原処分庁意見書（写）を送付する旨伝え、これに対する意見を述べる場合には申し出るよう説明した上で、「原処分庁意見書の送付について」（審査様式第17号の3）に原処分庁意見書（写）を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。審査請求人から意見を述べる旨申し出があった場合には、日程調整の上、聴取を行うこと。原処分庁意見書（写）を送付した後、2週間経過しても審査請求人から何ら申し出がない場合には、電話で審査請求人の意向を聴いた上、意見がないことが確認できたときは、その旨電話聴取書に記録を残しておくこと。

(3) 審査請求人からの意見陳述の申立て

審査官は、審査請求人又は代理人から意見の陳述の申立てがあったときは、口

頭で意見を述べる機会を与えなければならない（労審法第13条の2）ので、意見陳述の申立てがあった場合には、聴取を行い、聴取書を作成すること。

審査請求人の「口頭で意見を述べる機会」は、審査請求人の申立てによって与えられるものであるが、申立てがあるのに審査官が口頭で意見を述べる機会を全く与えないで決定すれば、行政事件訴訟において、当該決定は違法な決定として取り消されること（判例では、審査官が審査手続において審査請求人から口頭による意見陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法であり、決定手続には重大な瑕疵があるとして取り消されている（P280参照））に留意すること。

(4) 聴取に当たっての要点

ア 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨の聴取に際しては、審査請求書に記載されている処分はもとより、業務上外を争点とする審査請求については、通常、後続請求が予想されることから、各種保険給付の請求状態、不支給決定状況、審査請求状況等を聴取すること。

審査請求書に通常随伴すると思われる処分的一方のみが記載されている場合（例えば、休業補償給付のみ、あるいは療養補償給付のみ記載されている場合）にあつては、審査請求人の真意を確認し、他の処分についても審査請求の意思がある旨を申し立てたときには、別個の処分として新たな審査請求書の提出を行わなければならないこと等について審査請求人に対して説明するとともに、後続請求について「労災保険給付請求権の時効について」（審査様式第18号）により指導を行うこと。

イ 審査請求の理由

原処分庁意見書に基づき、原処分の理由を分かりやすく説明した上で、原処分の理由のうち、具体的にどの部分が不服であるかを審査請求人から聴き出すことにより、審査請求の理由を明らかにすること。

また、審査請求人が「非常に暑い中で仕事をしていた」等感覚的な表現をした場合には、その時の温度等を具体的に把握しているか、その裏付けとなる事実があるか等参考となる事項も併せて聴取しておくこと。

この場合、審査請求人からは、可能な限り裏付けとなる資料等の提出を求め、これを聴取書の末尾に添付するとともに、資料等の提出の経緯がわかるよう聴取書に記載しておくこと。

ウ 署名押印

聴取が終了した後に審査請求人に作成した聴取書を読み聞かせ又は閲覧させて誤りがあるか確認を求め、誤りがないと認めたときは、審査請求人に署名押印を求めること。署名押印のない聴取書は、相手方の同意がない限り、証拠能力がないばかりか、後日審査請求人から申述内容に異議をとらえられることにもなりかねない。

エ 奥書

聴取者である審査官等が署名押印することとなるが、補助者をおいた場合、

補助者も署名押印すること。

〔審査請求の趣旨・理由等の聴取書の例〕

聴 取 書

住 所 ○県○市○町○丁目○○番地○号
職 業 ○○
氏 名 ○○ ○○
生年月日 昭和○年○月○日（○○歳）

平成○年○月○日 ○○労働局において、本職は上記の者より次のとおり聴取した。

第1 審査請求の趣旨について

- 1 私は、審査請求をしております○○○○本人です。
- 2 私は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの分の休業補償給付の請求を平成○年○月○日に行いましたが、平成○年○月○日付けで不支給となりました。また、平成○年○月○日に療養補償給付の請求も行いましたが、平成○年○月○日付けで不支給となりました。
- 3 私に取り消してほしいのは、今お話しした平成○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った休業補償給付の不支給決定と平成○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った療養補償給付の不支給決定の両方です。

審査請求書には、休業補償給付の分しか書いておりませんが、療養補償給付の分についても後から審査請求をしたいと思います。

- 4 ○○労働基準監督署長には、今お話しした1回目の休業補償給付しか請求しておりません。これ以降の期間も治療を受けるため会社を休んでいます。

審査官から時効制度について教えていただきましたので、この分について請求するかどうか、家族と話し合ってみることにします。

第2 審査請求の理由について

私は会社採用されてから約1年ほど、荷物の仕分け作業に従事してきており、この作業が原因で腰痛を発症したと思うからです。

第3 意見等

- 1 送付された監督署長の処分理由に対して不服な点は、「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務のいずれにも該当しない」としている点です。

荷物の重さは、確かに20kgまではなかったと思いますが、大きさや重さは大きく分けて3種類あり、大きいのは、大体縦○○cm、横○○cmで重さは15kgくらい、中くらいのは、大体縦○○cm、横○○cmで重さは10kgくらい、小さいのは、大体縦○○cm、横○○cmで重さは5kgくらいで、これ以外

にも規格外の大きさのものがあり、重さが一定ではないために腰に負担がかかりました。

また、作業の姿勢についても、普通は立ったままですが、規格外の大きさのものが来たときは中腰で持ち上げなければならないこともあったので、腰に負担になりました。

したがって、認定基準に定められた腰部に過度の負担のかかる業務に従事したとは認められないとした監督署長の判断は明らかに誤りだと思います。

2 (問) 規格外の大きさの荷物が来る頻度は1日のうちどれくらいですか。

(答) 1日に大体2回くらいで、1日に2個から多いときは10個くらいで、重さは20kgを超える場合もあります。

3 私が腰の痛みを感じるようになったのは、平成〇年〇月頃からですが、その頃に、腰に物が当たったりするような出来事はありませんでした。

4 作業内容を詳細に調べていただければ、私の腰痛が認定基準を満たすものであることがはっきりすると思います。荷物の大きさ、重さについては、会社の取扱規程を見ていただければ正確なところがわかると思いますので、調べていただきたいと思います。

審査請求人 ○○ ○○ 印

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

前同日

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 印

上補助者 厚生労働事務官 ○○ ○○ 印

(5) 原処分庁からの意見の陳述

原処分庁は、審査官より受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる（労審法第13条第2項）。

(6) 利害関係者及び参与からの意見の陳述

利害関係者及び参与は、受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる（労審法第13条2項）。

また、参与からの意見の聴取の方法は、「Ⅶ 参与からの意見聴取」（P71参照）によること。

VIII 審査請求事務の終了

4 決定書の作成要領について

(3) 「理由」の記載事項についての説明

ウ 審査請求の理由

原処分庁は取り消されるべきとする審査請求人の理由を記載することとし、原則として、原処分庁意見書（写）を示して行った聴取内容から要約して記載する。

ただし、審査請求人が審査請求の理由等の聴取に応じなかった場合や審査請求人が審査請求書に記載された審査請求の理由以上の主張を行わなかった場合などは、審査請求書に記載された審査請求の理由の記載内容を要約して記載する。

また、要約に当たっては、次の「原処分庁の意見」と照らし合わせ、争点が明らかとなるよう留意することとし、定型的に次のような書き出しとする。

（記載例）

「請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

（以下、理由の記載）」

(別添 2)

改正後の手引「第 3 部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務」の「Ⅱ 意見書の作成要領」(現行の手引 P 1 2 6 ～ 1 3 5) は、以下のとおり。

第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務

Ⅱ 意見書の作成要領

1 概要

- (1) 審査官の審理に当たっては、処分をした行政庁の説明を求めなければならないとされ（労審令第11条）、審査会の審理に当たっては、行政庁は当該事件についての意見書を送付しなければならないとされている（労審令第25条）が、これらの規定に基づく、処分をした行政庁の説明及び意見書の送付については、いずれも署長等から審査官又は審査会に対する意見書の提出により行う。

署長等は、審査官又は審査会から受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書を作成し、関係資料を添えて提出すること。

なお、審査官又は審査会あての意見書及び関係資料の提出は、概ね審査請求又は再審査請求の受理日から2週間以内に行うよう十分配慮すること。

- (2) 意見書には、審査請求又は再審査請求に対して、棄却の決定又は裁決を求める「意見の要旨」を記載するとともに、審査請求又は再審査請求の理由に対して、請求の対象となっている原処分の存否を確認した上、争点に対応するように原処分庁の主張を論理的に証拠を示して記載し、かつ、原処分庁が立証すべき事項については、証拠となる資料を意見書と併せて提出し、立証方法等を付記すること。
- (3) 意見書及び関係資料の提出に当たっては、その内容に遺漏なきを期するとともに、署長等がその処分の根拠として用いなかった資料は、特に争点の判断に関わるものを除き、提出する必要がないこと。審査会に提出する場合は、原処分庁から先ず局に提出し（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認の上、審査官の提出資料と併せて審査会に提出すること。
- (4) 審査会に提出する意見書については、審査官に提出した意見書をそのまま利用するのではなく、再審査段階における請求人の新たな主張や審査官の決定書をも踏まえた記載に努めること。
- (5) 審査請求又は再審査請求がなされた後に、署長等が当該審査請求又は再審査請求に係る処分を取り消した場合には、直ちに審査官又は審査会にこの旨を文書により連絡すること。
- (6) 審査請求及び再審査請求の意見書の作成に当たっては、次の要領によること。

2 意見書に記載すべき事項

- (1) （再）審査請求人の氏名
- (2) （再）審査請求に対する意見の要旨
- (3) 理由
 - ア 事実
 - (イ) 災害事実の概要
 - (ロ) 処分に至るまでの経過
 - イ 処分の理由
- (4) その他審理の参考となる事項

3 意見書作成上の留意点

- (1) 意見書において、(再) 審査請求人以外の第三者からの聴取書等（医師の意見書等を含む。）の内容を記載する場合には、当該第三者の氏名は記載せず、「事業場関係者」、「主治医」、「専門医」、「地方労災医員」等の記載にとどめるとともに、当該第三者の供述、意見等をそのまま引用することなく、当該供述、意見等によって認定した事実を記載すること。
- (2) 「(再) 審査請求に対する意見の要旨」欄では、例えば、「本件(再) 審査請求を棄却されたい。」等のように要旨を簡潔に記載すること。
- (3) 「災害事実の概要」欄には、災害の発生状況を原処分庁が自ら調査した資料等により具体的に記載すること。

なお、この欄で特に注意しなければならない点を挙げれば、次のとおりである。

ア 災害発生状況は、業務上外、障害等級等保険給付に関する決定を行うに当たり、医学的判断と並んで最も重要な事項であるから、災害発生の際の媒介物の形状、重量及び力の方向等について明確に把握し、記載すること（被災状況の図面又は写真があれば、必ず併せて送付すること）。また、機械施設等に関する特殊な名称、専門用語、専門的俗語には注釈を付けるか、内容が分かる資料等を併せて送付すること。

イ 証拠資料に記載された災害発生状況が矛盾するような場合には、物的証拠等により事実を明確にすること。例えば、事業主の申立てを採用し、請求人の申立ては採用しない等の場合には、証拠採否の根拠を明確にしなければならない。

なお、災害発生の実態の存否自体が明らかでなく、原処分庁として災害発生の存在を認定できない場合には、この欄において、その存否について断定的な表現を記載することは避け、例えば、「～と請求人は主張している」等と記載すること。

ウ 医学的に高度な判断を要する事案については、特に災害発生状況を明確に記載すること。

例えば、職業性疾病等に関し、業務上外が争点になっている場合には、傷病名のみで結論付けることなく、各々の認定基準において判断の要素とされている勤務期間、作業内容、労働時間、災害の媒介物等を明確にし記載すること。

- (4) 「処分に至るまでの経過」欄には、次のような事項を日付を追って順序立てて記載すること。

ア 災害発生年月日（「災害事実の概要」欄で記載している場合には記入を要しない。）

イ 診療担当機関名及び所在地、診療期間（通院、入院の別）、傷病名

ウ 休業期間

エ 当該(再) 審査請求に関連する保険給付の支払状況

オ 請求書の提出年月日

カ 支給又は不支給処分を行った年月日

キ 処分の対象となった保険給付の種類・対象期間及び支給又は不支給の区分

(過去の受給状況を含む。)

ク その他、当該(再)審査請求以外に審査請求又は再審査請求をしていればその概要、原処分が取り消された後の(再)審査請求であれば、過去の事件の概要等当該審査請求に参考となる経過

なお、イの診療担当機関については、その名称を省略することなく、正確に記入すること。また、診療期間が長期にわたり、受診した医療機関が数多く存在する場合には、その受診の経過を一覧表により見やすいものにする等の工夫を行うこと。

(5) 「処分の理由」欄には、原処分庁の処分理由を論理的に証拠を示して記載すること。

なお、実際の記述に当たっては、原処分庁が処分を行う際に判断の根拠とした認定基準等を明示し、また、判断を行う上で関連する認定基準の各認定要件ごとに該当・非該当の別を具体的に記載すること。

この欄で特に注意すべき事項を挙げれば次のとおりである。

ア 療養した傷病名のうち、私傷病に係るものがある場合には、業務上の傷病との区別を明らかにしておくこと。

イ 意見書の語句の使用、判断の基礎については十分留意し、簡潔かつ明確に原処分庁としての主張を記載すること。

ウ 処分理由については、単に原処分を行った理由のみを記載するのではなく、請求人が原処分を不服とする理由についても、原処分庁としての見解、判断を記載すること。

なお、(再)審査請求の段階で請求人が原処分の際に主張していなかった新たな事実を主張しているような場合には、新たな主張に対しても「なお、(再)審査請求人が(再)審査請求書別紙の意見書に記載している・・・についても、〇〇〇の認定基準に照らして、評価することはできないものである。」等の意見を記載すること。

エ 局長へのりん伺を経て決定した事件等の意見書については、局長からの回答書のみをもって決定の理由とせず、原処分庁自体の処分の理由を明確にして記載すること。

オ (再)審査請求人の提出した診断書、証拠等を採用しなかった場合には、その理由を明確に記載すること。

カ 1つの事実について、申述、文書によって年月日、内容等の相違がある場合には、いずれが正しいと判断されるかについて記載すること。

キ 社会保険、自賠責保険、民事損害賠償等が関係する事件については、当該事実について判明する範囲で記載すること。

ク 審査請求に対する意見書の場合、脳・心臓疾患事案については、原処分庁が認定した時間外労働時間数を記載するとともに、「(各月における労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。)」と付記して、原処分の際に作成した「労働時間集計表」を別紙として添付すること(精神障害等事案についても、時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分理由の一つ

となっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものについては同様に、「労働時間集計表」を添付すること。).

4 証拠資料に関する留意点

- (1) 保険給付請求書、支給・不支給決定通知書、実地調査復命書、診断書、意見書、X線写真、聴取書、その他原処分の根拠となった資料を証拠資料として送付すること。

なお、署の依頼により提出された医師の意見書については、署から依頼した事項が明らかになる文書も証拠資料とすること。

- (2) 証拠資料には、証拠資料の項目とこれに対応する資料番号を列記した表紙を付し、送付した証拠資料と対照できるようにすること。

なお、再審査請求の場合には、審査請求の際既に審査官に提出済みの証拠資料については省略する旨を記載すること。

- (3) 各保険給付請求書の事業主証明年月日、医師の意見記載年月日、提出年月日、受付年月日等の記載を確認すること。
- (4) 実地調査復命書の調査年月日、場所、立会医師の氏名、専門科名の記載を確認すること。

特に、医学的判断を要する場合には、医師による意見書を作成することにより判断の根拠を明確にすること。職員が医師の意見を復命書の内容にして記載する方法は証拠能力が落ちることとなるため十分注意すること。

判読が困難と思われる医師の意見書については、医師に文字を確認し、これを記載した文書（メモ等）を添えること。

また、意見書の中で医学上の専門用語を使用している場合にも、注釈を付した文書（メモ等）を添えること。

- (5) 聴取書、電話録取書等は、聴取を行った年月日、場所、聴取を行った者の官職氏名の署名押印を確認すること。
- (6) X線写真、MRI写真等を提出する場合には、写真の撮影年月日、医療機関名、撮影者（所見医師）の氏名が記載（シール添付等）されていることを確認すること。
- (7) 再発認定関係事件の場合には、再発前の治ゆ時の症状をも検討することとなるので、治ゆ当時の医証も提出すること。
- (8) 処分後、新たに調査判明した事項、その他事件に関係があると認められる証拠資料等があれば併せて提出すること。
- (9) 事実を裏付ける証拠資料（例えば、出勤簿、タイムカード、賃金台帳、作業場の写真（写真の場合はコピーは不可）等）をできる限り提出すること。

X線写真、MRI写真、作業場等の写真以外の証拠資料は、原本の複写によることを原則とし、文字の鮮明なものを提出すること。なお、写真等で複写できないため原本を提出する場合にあっては、意見書の送付状に「審理終了後返却願います」等と付記すること。

- (10) 機能障害における可動域の測定に関する資料については、測定年月日、測定者、

自動値・他動値の別、患側・健側の可動域値が記載されているか確認すること。
また、医師の測定値と職員の測定値が大きく相違する場合には、その理由等の記載を確認すること。

- (11) 通勤災害、移送費等地理的な状況、距離等が争点となっている事件については、位置関係、距離、交通機関、所要時間等がわかる資料及び地図を提出すること。
- (12) 提出する資料については、何時、誰が作成・提出（収集）したものかを明確にすること（出所不明の資料については、証拠となり得ないことに注意すること）。
- (13) 審査請求事件は、再審査請求、行政訴訟につながるものであるから、処分に係る関係資料については、終結まで廃棄されることのないよう保存の徹底を図ること（平成元年12月21日事務連絡第39号P213参照）。

この関係資料とは、当該原処分根拠となった保険給付請求書、診断書、意見書、調査復命書等がこれに当たるものであるが、次に例示するような事件に関連する資料についても訴訟等の過程で処分の妥当性を立証するために必要となることが考えられるので、保存に努めること。

（例1）障害認定関係

- 療養・休業の初回分の請求書とその支給決定をした調査復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料
- 労災則第19条の2による傷病の状態に関する報告等、療養の経過や状態を明らかにする資料
- 加重障害であって、既存障害も労災事故によるものである場合には、既存障害の程度等を明らかにする資料
- その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

（例2）治癒認定・再発認定関係

- 療養・休業の初回分の請求書とその支給決定をした調査復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料
- 労災則第19条の2による傷病の状態に関する報告、診療費請求内訳書等治癒となるまでの療養の経過、状態を明らかにする資料
- その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

5 意見書及び証拠資料（表紙）の記載例

〇〇労働者災害補償保険審査官 殿 （労働保険審査会会長）	〇〇基署収第〇〇号 平成〇年〇月〇日
〇〇労働基準監督署長 官印	
（再）審査請求に係る意見書及び証拠資料の提出について	

平成○年○月○日付け○労基審発（労保会収）第○○号をもって通知のありました下記（再）審査請求人に係る○○補償給付不支給処分取消（再）審査請求事件に関する意見書を別添１、証拠資料を別添２のとおり提出いたします。

記

（再）審査請求人氏名 ○○ ○○

〔意見書の記載例１〕

（別添１）

意 見 書

１ （再）審査請求人等

（ふりがな）

（１） （再）審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日（発症当時○歳）	職種	自動車部品の組立工
住 所	○○市○○１－２－３	電話	○○○－○○○○

（２） 所属事業場等

所属事業場等	名 称	○○株式会社	電 話	○○○－○○○○
	所在地	○○市○○４－５－６	労働保険番号	00000000000000
	雇入れ年月日	平成○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	平成○年○月○日		
	治癒年月日			
	再発年月日			

２ （再）審査請求に対する意見の要旨

本件（再）審査請求を棄却されたい。

３ 理由

（１） 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、平成○年○月、○○株式会社（以下「本件会社」という。）に採用され、本件会社機械工場において組立工として勤務していた。

請求人は、平成○年○月○日午後○時頃、本件会社機械工場において、目の前にある部品箱より部品を取ろうと、しゃがんだとき、右膝に激痛が生じ

たため、同日、〇〇病院に受診したところ、「右膝半月板損傷」と診断された。

請求人は、「右膝半月板損傷」は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 負傷又は発症（再発）後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇会〇〇病院	〇〇市〇〇7-8-9	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	右膝半月板損傷	入院
〇〇法人〇〇病院	〇〇市〇〇2-3-4	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	右膝半月板損傷	通院

② 本（再）審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養補償給付	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	〇〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給
休業補償給付	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	〇〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
休業期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

- ④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

- (ア) 災害が作業中に発生したものであるかどうか
(イ) その災害が業務に起因するものであるかどうか
について検討を行った。

イ 判断

(ア) 業務遂行性

請求人が足下にあったダンボールの中から次の作業に使用するため、目の前にある部品を取ろうと、しゃがむために膝を曲げ、腰を落とした時、外側半月板損傷を生じ、その時、右膝に激痛が生じたものである。

(イ) 業務起因性

本件災害は、請求人が担当業務を行っている際に起こったものであり、恣意的行為に基づくものではないが、事業場関係者の証言から、請求人は発症の2、3日前から右膝が痛いと言っていたことが認められる。医証に

よれば、請求人は、しゃがんだときに右膝痛が生じ、いわゆる「ロック症状」を発生し、外側半月板損傷を生じさせたが、これは、通常「しゃがむ」という動作だけで生ずるものではなく、一般的にはスポーツ外傷によるものが多いものである。請求人は高校時代から発症時までマラソンを行って膝等を酷使していたことが認められ、請求人の半月板損傷はスポーツによる可能性が高く、本件災害は業務が原因となって発症したものとは認められない。

(ウ) 結論

本件災害については、請求人、事業場関係者の証言から、特に膝に重激な負担あるいは、ひねり等の異常動作はなく、日常動作の中で発症したと認められることから、業務に起因するものとは認められない。

〔意見書の記載例２〕

(別添１)

意 見 書

１ (再) 審査請求人等

(ふりがな)

(１) (再) 審査請求人氏名 ○○ ○○

被災者氏名	○○ ○○ ((再) 審査請求人の夫)		
生 年 月 日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	溶接工
住 所	○○市○○１－２－３	電話	○○○－○○○○

(２) 被災者の所属事業場等

所属事業場等	名 称	○○株式会社	電 話	○○○－○○○○
	所在地	○○市○○４－５－６	労働保険番号	00000000000000
	雇入れ年月日	昭和○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	平成○年○月○日		
	治ゆ年月日			
	再発年月日			

２ (再) 審査請求に対する意見の要旨

本件 (再) 審査請求を棄却されたい。

３ 理由

(１) 事実

ア 災害事実の概要

被災者は、昭和○年○月、○○株式会社 (以下「本件会社」という。) に溶接工として採用され、工場内の配管の溶接業務に従事していたが、平成○

年〇月からは、本件会社の研修指導部に配属され、溶接技術の指導を担当するようになり、全国８か所の支店や下請会社等に出張して、本件会社や下請会社の溶接工に対する溶接技術の指導業務に従事していた。

被災者は、平成〇年８月２２日から２週間の予定で、名古屋市所在の愛知支店に出張し、愛知支店の工場内において溶接技術の指導を行っていた。

被災者は、愛知支店に出張中の同年９月３日午前９時過ぎ、愛知支店の事務所内で横になったまま脈拍が止まった状態となり、〇〇病院に救急搬送されたが、同日、直接死因「心筋梗塞」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 負傷又は発症（再発）後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇病院	〇〇市〇〇 7-8-9	平成〇年９月３日～ 平成〇年９月３日	心筋梗塞	入院

② 本（再）審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
遺族補償給付			平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給
葬祭料			平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年９月３日～平成〇年９月３日
休業期間	

- ④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(ア) 労働基準法施行規則別表第１の２の番号等

八「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病」

(イ) 該当する認定基準等

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成１３年１２月１２日付け基発第１０６３号。以下「認定基準」という。）

イ 判断

(ア) 被災者の疾患名

「心筋梗塞」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。

(イ) 異常な出来事

発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(ウ) 業務の過重性

a 短期間の過重業務

発症前1週間において、時間外労働は、12時間30分であり、特に長時間労働は認められない。発症日の6日前には休日が確保されていた。

業務内容は愛知支店の工場内における溶接工への技術指導、事務所内における打合せ等であり、精神的緊張が特に高かったとは言いがたい。

出張期間中ではあるが、愛知支店から徒歩で10分程のホテルに滞在しており、特に休息がとれないような状況ではない。

総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは認められない。

b 長期間の過重業務

時間外労働は、発症前1か月間に58時間25分認められるが、業務と発症との関連性が強いと評価できる100時間には至っていない。発症前2か月間にわたって1か月当たり56時間50分、3か月間にわたって1か月当たり54時間13分、4か月間にわたって1か月当たり47時間21分、5か月間にわたって1か月当たり40時間45分、6か月間にわたって1か月当たり38時間40分の時間外労働が認められるが、いずれの期間も業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間には至っていない（各月の労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。）。

業務内容は、支店や下請会社に出張して溶接技術の指導を行うものである。出張が多い業務ではあるが、出張先ではホテル等宿泊施設に滞在し、休息がとれており、出張が特に過重な負荷とは認められない。

総合的に判断すると、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。

(エ) 基礎疾患

被災者は平成17年10月頃から高血圧症により、〇〇医院において投薬治療を受けていたが、平成19年12月には安定した状態であったことが認められ、高血圧症と死因との関係は不明である。

(オ) 結論

以上のことから、被災者に発症した疾病は、業務起因性が認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

(別紙) 〈注：再審査請求の場合には、別紙は必要ない。〉

労働時間集計表（8月4日～9月2日）

（発症前1か月目）

	労働時間 （始業～終業）	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
9 / 2（金）	8:45～18:30	9:45	8:45	① 52:30	⑥=①-40 12:30
9 / 1（木）	8:45～19:00	10:15	9:15		
8 / 31（水）	8:45～18:30	9:45	8:45		
8 / 30（火）	8:45～19:30	10:45	9:45		
8 / 29（月）	8:45～17:45	9:00	8:00		
8 / 28（日）	休日				
8 / 27（土）	8:00～17:00	9:00	8:00		
8 / 26（金）	8:45～20:35	11:50	10:50	② 57:30	⑦=②-40 17:30
8 / 25（木）	8:45～19:15	10:30	9:30		
8 / 24（水）	8:45～19:45	11:00	10:00		
8 / 23（火）	8:45～20:10	11:25	10:25		
8 / 22（月）	8:45～17:45	9:00	8:00		
8 / 21（日）	休日				
8 / 20（土）	8:45～18:30	9:45	8:45		
8 / 19（金）	8:45～19:30	10:45	9:45	③ 57:15	⑧=③-40 17:15
8 / 18（木）	8:45～19:55	11:10	10:10		
8 / 17（水）	8:45～20:30	11:45	10:45		
8 / 16（火）	8:45～19:00	10:15	9:15		
8 / 15（月）	8:45～18:30	9:45	8:45		
8 / 14（日）	休日				
8 / 13（土）	8:45～18:20	9:35	8:35		
8 / 12（金）	8:00～18:00	10:00	9:00	④ 49:55	⑨=④-40 9:55
8 / 11（木）	8:00～18:20	10:20	9:20		
8 / 10（水）	8:00～20:00	12:00	11:00		
8 / 9（火）	8:00～20:20	12:20	11:20		
8 / 8（月）	8:45～19:00	10:15	9:15		
8 / 7（日）	休日				
8 / 6（土）	休日				
8 / 5（金）	8:45～18:15	9:30	8:30	⑤ 17:15	⑩=⑤-X 1:15
8 / 4（木）	8:45～18:30	9:45	8:45		
合 計		259:25		①～⑤ 234:25	⑥～⑩ 58:25

（以下、発症前2か月目から発症前6か月目までの分については略）

〔証拠資料（表紙）の記載例〕

(別添 2)

証拠資料

- 1 療養補償給付たる療養の給付請求書（平成○年○月○日受付）（写）
・・・・・・・・資料No. 1
- 2 休業補償給付支給請求書（平成○年○月○日受付）（写）
・・・・・・・・資料No. 2
- 3 療養補償給付不支給決定通知書（平成○年○月○日付け）（写）
・・・・・・・・資料No. 3
- 4 休業補償給付不支給決定通知書（平成○年○月○日付け）（写）
・・・・・・・・資料No. 4
- 5 補償給付調査復命書（平成○年○月○日復命、厚生労働事務官作成）（写）
・・・・・・・・資料No. 5
- 6 請求人からの聴取書（平成○年○月○日付け）（写）
・・・・・・・・資料No. 6
- 7 会社関係者（部長）からの聴取書（平成○年○月○日付け）（写）
・・・・・・・・資料No. 7
- 8 会社関係者（同僚）からの聴取書（平成○年○月○日付け）（写）
・・・・・・・・資料No. 8
- 9 医師意見依頼書（平成○年○月○日付け、○○病院院長あて）（写）
・・・・・・・・資料No. 9
- 10 意見書（平成○年○月○日付け、○○病院医師作成）（写）
・・・・・・・・資料No. 10
- 11 医師意見依頼書（平成○年○月○日付け、○○医院院長あて）（写）
・・・・・・・・資料No. 11
- 12 意見書（平成○年○月○日付け、○○医院医師作成）（写）
・・・・・・・・資料No. 12
- 13 X線写真（○○病院平成○年○月○日撮影） 2 枚
・・・・・・・・資料No. 13
- 14 タイムカード（平成○年○月～平成○年○月分）（写）
・・・・・・・・資料No. 14
- 15 賃金台帳（平成○年○月～平成○年○月分）（写）
・・・・・・・・資料No. 15

※ （再審査請求の場合） 1～15の証拠資料については、審査請求の際既に審査官に提出済みのため省略した。

- 6 却下決定事件についての意見
審査請求期間の徒過等により審査官が却下決定した事件について、審査会から意

見の提出を求められた場合は、特に意見のない旨を記載したうえで、当該処分に係る経過を記載し、特に、期間徒過の事件については、原処分を請求人に通知したことを証明する客観的資料を提出すること。

記載例は次のとおり。

〇〇基署収第〇〇号

平成〇年〇月〇日

労働保険審査会会長 殿

〇〇労働基準監督署長

官印

再審査請求事件に対する意見書の提出について

平成〇年〇月〇日付け労保会収第〇〇号をもって通知のありました、下記再審査請求人に係る〇〇補償給付不支給処分取消再審査請求事件に関する標記について、別添のとおり意見書を提出します。

記

再審査請求人氏名 〇〇 〇〇

(別添)

意 見 書

(ふりがな)

1 再審査請求人氏名 〇〇 〇〇

2 意見

本件は、再審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から60日以内に審査請求を行わず、正当な理由も認められないとして、〇〇労働者災害補償保険審査官が却下決定したものであり、特に意見はありません。

3 処分に至るまでの経過

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 災害発生年月日 | 平成〇年〇月〇日 |
| (2) 傷病名 | 〇〇〇〇〇 |
| (3) 請求書提出年月日 | 平成〇年〇月〇日 |

(4) 不支給決定通知年月日 平成○年○月○日

4 添付資料

- (1) ○○補償給付支給請求書（写） 1 通 資料No. 1
- (2) ○○支給決定・支払決議書（写） 1 通 資料No. 2
- (3) 郵便発送簿（写） 1 通 資料No. 3
- (4) 書留郵便物受領証（平成○年○月○日付け）（写） 1 通 . . . 資料No. 4